



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
當 る と き は 休 刊 と す る。)

目 次

条 例

○ 沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	2
○ 沖縄県公立学校情報機器整備基金条例（教育庁教育支援課）	6
○ 沖縄県立学校教育施設整備基金条例（教育庁施設課）	7
企業局事項	
○ 沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令	8
病院事業局事項	
○ 沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令	10
人事委員会事項	
○ 会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則及び会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則の一部を改正する規則	19

公布された条例のあらまし

- 沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第1号）
 - 1 沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第42号）の一部を次のように改正することとした。<第1条>
 - 期末手当について、12月期の支給割合を100分の132.5に引き上げる。（第5条関係）
 - 2 沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第2条>
 - (1) 題名を「沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に改める。
 - (2) 会計年度任用職員に勤勉手当を支給する。（第1条、第2条、第9条及び第11条関係）
 - (3) 期末手当について、6月期の支給割合を100分の122.5に引き下げる。（第6条関係）
 - (4) その他所要の改正を行う。（第6条、第7条及び第8条関係）
 - 3 この条例は、次に掲げる日から施行することとした。（附則第1項）
 - (1) 1、4及び5に係る部分 公布の日
 - (2) 2及び6に係る部分 令和6年4月1日
 - 4 1は令和5年12月1日から適用することとした。（附則第2項）
 - 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置等を定めることとした。（附則第3項及び第4項）
 - 6 この条例の施行に伴い、沖縄県職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和47年沖縄県条例第7号）の一部を改正することとした。（附則第5項）
- 沖縄県公立学校情報機器整備基金条例（条例第2号）
 - 1 基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めることとした。（第1条から第7条まで）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項）
 - 3 この条例は、令和11年3月31日限り失効することとした。（附則第2項）
- 沖縄県立学校教育施設整備基金条例（条例第3号）

- 1 基金の設置、管理及び処分に關し必要な事項を定めることとした。 (第1条から第7条まで)
2 この条例は、公布の日から施行することとした。 (附則)

条 例

沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月15日

沖縄県知事 玉城康裕

沖縄県条例第1号

沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の127.5」を「100分の132.5」に改める。

第2条 沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

第1条中「報酬、期末手当」を「給与」に改める。

第8条を第12条とする。

第7条の見出し及び同条中「報酬及び期末手当」を「給与」に改め、同条を第11条とし、第6条を第10条とする。

第5条の見出しを削り、同条第1項中「この条」の次に「から第8条まで」を加え、同条第2項中「100分の132.5」を「100分の122.5」に改め、同条第4項を削り、同条を第6条とし、同条の前に見出しとして「（期末手当）」を付し、同条の次に次の3条を加える。

第7条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止

めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた会計年度任用職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した会計年度任用職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した会計年度任用職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたもの

第8条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた会計年度任用職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合

には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(勤勉手当)

第9条 勤勉手当 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項及び第3項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員のうち、その任用の期間及び人事委員会規則で定める任用の期間を合算した期間が6箇月以上ある職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日から起算して30日を超えない範囲内において人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤

勤勉手当の額の総額は、前項の規定により勤勉手当の支給を受ける職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として人事委員会規則で定める額とする。

4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第7条中「前条第1項」とあるのは「第9条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第9条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第9条第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第4条第2項第1号及び第2号中「第2条第1項」を「第3条第1項」に改め、同条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（給与の種類）

第2条 会計年度任用職員の受ける給与は、報酬、期末手当及び勤勉手当とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条並びに附則第2項、第3項及び第4項の規定 公布の日
- (2) 第2条及び附則第5項の規定 令和6年4月1日

2 第1条の規定による改正後の沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員報酬等条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の会計年度任用職員報酬等条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の会計年度任用職員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(沖縄県職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

5 沖縄県職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和47年沖縄県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第42号）第2条第3項」を「沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第42号）第3条第3項」に改める。

沖縄県公立学校情報機器整備基金条例をここに公布する。

令和6年3月15日

沖縄県知事 玉城康裕

沖縄県条例第2号

沖縄県公立学校情報機器整備基金条例

(設置)

第1条 公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に情報機器を整備することを目的として、県が行う事業の費用及び市町村が行う事業を支援するための費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

沖縄県立学校教育施設整備基金条例をここに公布する。

令和6年3月15日

沖縄県知事 玉城康裕

沖縄県条例第3号

沖縄県立学校教育施設整備基金条例

(設置)

第1条 県立学校の教育施設の整備資金に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県立学校教育施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

企 業 局 事 項

沖縄県企業局訓令第1号

沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月15日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 松 田 了

沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

第1条 沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（平成8年企業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の132.5」に改める。

第2条 沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第17条を第21条とし、第11条から第16条までを4条ずつ繰り下げる。

第10条の見出し及び同条中「報酬及び期末手当」を「給与」に改め、同条を第14条とし、第9条を第13条とする。

第8条の見出しを削り、同条第1項中「この条」の次に「から第11条まで」を加え、同条第2項中「100分の132.5」を「100分の122.5」に改め、同条第4項を削り、同条を第9条とし、同条の前に見出しあと

て「(期末手当)」を付し、同条の次に次の3条を加える。

第10条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた会計年度任用職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した会計年度任用職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した会計年度任用職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第11条 管理者は、支給日に期末手当を支給することとされていた会計年度任用職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 管理者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、管理者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 管理者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
(勤勉手当)

第12条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項及び第3項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員のうち、その任用の期間及び人事委員会規則で定める任用の期間を合算した期間が6箇月以上ある職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日から起算して30日を超えない範囲内において人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の規定により勤勉手当の支給を受ける職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として人事委員会規則で定める額とする。

4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第10条中「前条第1項」とあるのは「第12条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第12条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第12条第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第7条第1項中「管理者」の次に「（沖縄県公営企業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第30号）第4条第1項に規定する管理者をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第8条とする。

第6条1項中「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則」を「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（給与の種類）

第6条 会計年度任用職員の受ける給与は、報酬、期末手当及び勤勉手当とする。

附 則

（施行期日等）

1 この訓令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条並びに附則第2項及び第3項の規定 令和6年3月15日

(2) 第2条の規定 令和6年4月1日

2 第1条の規定による改正後の沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（以下「改正後の会計年度任用職員の職の設置等に関する規程」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の会計年度任用職員の職の設置等に関する規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の会計年度任用職員の職の設置等に関する規程の規定による期末手当の内払とみなす。

病院事業局事項

沖縄県病院事業局訓令第2号

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

第1条 沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（令和2年沖縄県病院事業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第47条第8項中「100分の127.5」を「100分の132.5」に改める。

附則第5条第1項中「93,100円」を「97,700円」に、「114,700円」を「119,300円」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表

病院事業会計年度任用職員医療職給料表(1)

職務の級 号 級	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
1	264,700	346,600
2	267,200	349,600
3	269,600	352,400
4	272,000	355,300
5	274,100	357,800
6	277,600	360,800
7	281,100	363,800
8	284,500	366,600
9	288,100	368,700
10	291,600	371,200
11	295,200	373,900
12	298,700	376,400
13	302,200	379,100
14	306,100	382,500
15	310,000	385,500
16	313,600	388,800
17	317,200	391,800
18	320,700	394,400
19	324,200	396,800
20	327,700	399,300
21	331,300	401,900
22	335,000	403,900
23	338,400	405,500
24	341,700	407,100
25	345,000	408,800
26	347,500	411,000
27	350,000	413,100
28	352,300	415,100
29	354,400	417,200
30	356,100	419,300
31	357,800	420,900
32	359,600	422,600
33	361,500	424,500
34	363,700	426,000
35	365,800	427,800
36	367,800	429,600
37	369,700	431,500
38	371,900	433,500
39	374,000	435,300
40	376,000	437,200
41	378,000	439,000
42	378,700	440,700
43	379,300	442,400
44	380,000	444,200
45	380,900	446,000
46	382,200	447,800
47	383,500	449,500
48	384,800	451,200
49	385,600	452,800

50	386,400	454,500
51	387,200	456,200
52	387,700	457,900
53	388,500	459,800
54	389,300	461,000
55	390,000	462,200
56	390,700	463,400
57	391,400	464,400
58	392,300	465,400
59	393,000	466,300
60	393,600	467,100
61	394,100	467,900
62	394,600	468,600
63	395,000	469,300
64	395,400	469,900
65	395,700	470,600
66		471,300
67		471,900
68		472,500
69		472,800
70		473,400
71		474,100
72		474,800
73		475,200
74		475,800
75		476,500
76		477,200
77		477,600
78		478,200
79		478,800
80		479,300
81		479,900
82		480,400
83		480,900
84		481,400
85		481,800
86		482,400
87		482,800
88		483,300
89		483,800
90		484,400
91		485,000
92		485,400
93		485,900
94		486,500
95		487,100
96		487,600
97		488,100

備考 この表は、会計年度任用医師及び会計年度任用歯科医師に適用する。

別表第2から別表第4までを次のように改める。

別表第2 (第31条関係)

病院事業会計年度任用職員行政職給料表

職務の級	1級
号給	給料月額
	円
1	162,100
2	163,200
3	164,400
4	165,500
5	166,600
6	167,700
7	168,800
8	169,900
9	170,900
10	172,300
11	173,600
12	174,900
13	176,100
14	177,600
15	179,100
16	180,700
17	181,800
18	183,200
19	184,600
20	186,000
21	187,300
22	189,600
23	191,800
24	194,000
25	196,200
26	197,900
27	199,400
28	200,900
29	202,400

備考 この表は、会計年度任用職員で他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3 (第31条関係)

1 病院事業会計年度任用職員医療職給料表(1)

職務の級	1級
号給	給料月額
	円
1	264,700
2	267,200
3	269,600
4	272,000
5	274,100
6	277,600
7	281,100
8	284,500
9	288,100
10	291,600
11	295,200
12	298,700

13	302,200
14	306,100
15	310,000
16	313,600
17	317,200
18	320,700
19	324,200
20	327,700
21	331,300
22	335,000
23	338,400
24	341,700
25	345,000
26	347,500
27	350,000
28	352,300
29	354,400
30	356,100
31	357,800
32	359,600
33	361,500
34	363,700
35	365,800
36	367,800
37	369,700
38	371,900
39	374,000
40	376,000
41	378,000

備考 この表は、会計年度任用医師、会計年度任用初期研修医師、会計年度任用専門研修医師、会計年度任用歯科医師、会計年度任用初期研修歯科医師及び会計年度任用専門研修歯科医師に適用する。

2 病院事業会計年度任用職員医療職給料表(2)

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	167,200 円	202,800 円
2	168,600	204,400
3	170,000	205,900
4	171,400	207,300
5	172,700	208,800
6	174,500	210,000
7	176,200	211,200
8	177,800	212,400
9	179,400	213,800
10	181,100	215,300
11	182,700	216,800
12	184,600	218,300
13	186,000	219,700
14	187,800	221,200
15	189,800	222,700
16	191,600	224,200

17	193,500	225,500
18	194,700	226,800
19	196,200	228,200
20	197,600	229,500
21	198,800	230,600
22	200,300	231,700
23	201,700	232,800
24	203,000	233,900
25	204,600	235,000
26	205,600	236,200
27	206,700	237,400
28	207,800	
29	209,000	
30	210,100	
31	211,200	
32	212,300	
33	213,700	
34	215,000	
35	216,300	
36	217,500	
37	218,500	
38	219,500	
39	220,500	
40	221,500	
41	222,400	

備考 この表は、会計年度任用臨床検査技師、会計年度任用視能訓練士、会計年度任用薬剤師、会計年度任用管理栄養士、会計年度任用診療放射線技師、会計年度任用理学療法士、会計年度任用作業療法士、会計年度任用言語聴覚士、会計年度任用臨床工学技士、会計年度任用救命救急士、会計年度任用歯科衛生士及び会計年度任用歯科技工士に適用する。

3 病院事業会計年度任用職員医療職給料表(3)

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	円 183,500	円 211,000
2	184,900	212,900
3	186,400	214,900
4	187,800	216,800
5	189,300	218,800
6	190,800	220,600
7	192,300	222,400
8	193,800	224,100
9	195,000	225,800
10	196,700	227,200
11	198,300	228,500
12	199,800	229,400
13	201,200	230,800
14	203,200	231,800
15	205,300	232,800
16	207,300	233,700
17	209,300	234,800

令和6年3月15日 金曜日

公 報

(号外第4号)

18		236,200
19		237,600
20		238,700
21		239,800
22		241,400
23		243,100
24		244,500
25		245,700

備考 この表は、会計年度任用看護師、会計年度任用健康管理看護師及び会計年度任用准看護師に適用する。

別表第4（第31条関係）

病院事業会計年度任用職員現業業務従事職給料表

職務の級	1級
号給	給料月額
	円
1	147,100
2	148,100
3	149,100
4	150,100
5	151,200
6	152,300
7	153,400
8	154,400
9	155,300
10	156,400
11	157,500
12	158,600
13	159,500
14	160,600
15	161,800
16	162,900
17	164,000
18	165,400
19	166,700
20	167,900
21	169,000
22	170,200
23	171,400
24	172,600
25	173,700
26	175,200
27	176,700
28	178,200
29	179,600
30	181,000
31	182,500

備考 この表は、会計年度任用運転士、会計年度任用調理士、会計年度任用施設管理技士、会計年度任用看護補助員及び会計年度任用医療技術補助員に適用する。

別表第7を次のように改める。

別表第7（第35条関係）

1 会計年度任用医師及び会計年度任用歯科医師

期間の区分	月額
(1) 採用の日から16年間	345,300円（精神科を本務とする医師にあっては、366,400円）
(2) (1)の期間が終了する日の翌日から1年間	340,900円（精神科を本務とする医師にあっては、362,000円）
(3) (2)の期間が終了する日の翌日から1年間	336,500円（精神科を本務とする医師にあっては、357,600円）
(4) (3)の期間が終了する日の翌日から1年間	332,100円（精神科を本務とする医師にあっては、353,200円）
(5) (4)の期間が終了する日の翌日から1年間	327,700円（精神科を本務とする医師にあっては、348,800円）
(6) (5)の期間が終了する日の翌日から1年間	323,300円（精神科を本務とする医師にあっては、344,400円）
(7) (6)の期間が終了する日の翌日から1年間	312,800円（精神科を本務とする医師にあっては、333,900円）
(8) (7)の期間が終了する日の翌日から1年間	300,600円（精神科を本務とする医師にあっては、321,600円）
(9) (8)の期間が終了する日の翌日から1年間	288,800円（精神科を本務とする医師にあっては、309,900円）
(10) (9)の期間が終了する日の翌日から1年間	276,800円（精神科を本務とする医師にあっては、298,000円）
(11) (10)の期間が終了する日の翌日から1年間	264,800円（精神科を本務とする医師にあっては、285,900円）
(12) (11)の期間が終了する日の翌日から1年間	249,600円（精神科を本務とする医師にあっては、270,700円）
(13) (12)の期間が終了する日の翌日から1年間	234,800円（精神科を本務とする医師にあっては、256,100円）
(14) (13)の期間が終了する日の翌日から1年間	219,900円（精神科を本務とする医師にあっては、241,200円）
(15) (14)の期間が終了する日の翌日から1年間	204,600円（精神科を本務とする医師にあっては、225,900円）
(16) (15)の期間が終了する日の翌日から1年間	187,500円（精神科を本務とする医師にあっては、208,600円）
(17) (16)の期間が終了する日の翌日から1年間	170,000円（精神科を本務とする医師にあっては、191,400円）
(18) (17)の期間が終了する日の翌日から1年間	152,900円（精神科を本務とする医師にあっては、174,300円）
(19) (18)の期間が終了する日の翌日から1年間	125,000円（精神科を本務とする医師にあっては、146,400円）
(20) (19)の期間が終了する日の翌日から1年間	97,700円（精神科を本務とする医師にあっては、119,300円）
(21) (20)の期間が終了する日の翌日から1年間	74,100円（精神科を本務とする医師にあっては、95,700円）

(22) (21)の期間が終了する日の翌日 から1年間	55,400円 (精神科を本務とする医師にあっては、77,000円)
(23) (22)の期間が終了する日の翌日 から1年間	40,900円 (精神科を本務とする医師にあっては、62,500円)
(24) (23)の期間が終了する日の翌日 から1年間	30,000円 (精神科を本務とする医師にあっては、51,600円)
(25) (24)の期間が終了する日の翌日 から1年間	22,000円 (精神科を本務とする医師にあっては、43,600円)
(26) (25)の期間が終了する日の翌日 から1年間	16,300円 (精神科を本務とする医師にあっては、37,900円)
(27) (26)の期間が終了する日の翌日 から1年間	12,300円 (精神科を本務とする医師にあっては、33,900円)
(28) (27)の期間が終了する日の翌日 から1年間	9,600円 (精神科を本務とする医師にあっては、31,200円)
(29) (28)の期間が終了する日の翌日 から1年間	7,800円 (精神科を本務とする医師にあっては、29,400円)
(30) (29)の期間が終了する日の翌日 から1年間	6,600円 (精神科を本務とする医師にあっては、28,200円)
(31) (30)の期間が終了する日の翌日 から1年間	5,800円 (精神科を本務とする医師にあっては、27,400円)
(32) (31)の期間が終了する日の翌日 から1年間	5,300円 (精神科を本務とする医師にあっては、26,900円)

第2条 沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を次のように改正する。

第47条第8項中「100分の132.5」を「100分の122.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この訓令は、令和6年3月15日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（以下「会計年度任用職員の職の設置等に関する規程」という。）第47条の改正規定を除く。）による改正後の会計年度任用職員の職の設置等に関する規程の規定及び次項の規定は令和5年4月1日から、第1条の規定（会計年度任用職員職の設置等規程第47条の改正規定に限る。）による改正後の会計年度任用職員の職の設置等に関する規程の規定及び附則第4項の規定は令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の会計年度任用職員の職の設置等に関する規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の会計年度任用職員の職の設置等に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用職員の職の設置等に関する規程の規定による給与の内払とみなす。

(期末手当の内払)

4 改正後の会計年度任用職員の職の設置等に関する規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の会計年度任用職員の職の設置等に関する規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の会計年度任用職員の職の設置等に関する規程の規定による期末手当の内払とみなす。

人 事 委 員 会 事 項

会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則及び会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月15日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第2号

会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則及び会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則の一部を改正する規則

(会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則の一部改正)

第1条 会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則

第1条中「沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」を「沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に、「報酬、期末手当及び費用弁償に関し」を「給与及び費用弁償に関し」に改める。

第2条第1項中「第2条第1項」を「第3条第1項」に、「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則」を「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則」に改める。

第3条第1項中「第2条第3項」を「第3条第3項」に改め、同条第2項第1号中「第2条第1項ただし書」を「第3条第1項ただし書」に改める。

第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項及び第7条第1項中「第2条第3項」を「第3条第3項」に改める。

第8条第1項中「第5条第1項前段」を「第6条第1項前段」に、「第13条」を「第12条」に改める。

第9条第1項中「第5条第1項前段」を「第6条第1項前段」に改め、同項第6号中「平成3年法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加える。

第10条中「第5条第1項後段」を「第6条第1項後段」に改める。

第11条を削る。

第12条第1項中「第5条第2項」を「第6条第2項」に改め、同条第2項第1号中「第9条第4号」を「第9条第1項第4号」に改め、同項第2号中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改め、同条第3項中「会計年度任用職員が」を「公務傷病等による休職者（）に、「休職にされたときは、その」を「休職にされた会計年度任用職員をいう。以下同じ。）であった」に改め、同条を第11条とする。

第13条第1項中「第5条第3項」を「第6条第3項」に改め、同条第2項中「第2条第1項ただし書」を「第3条第1項ただし書」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

(一時差止処分に係る在職期間)

第13条 条例第7条及び第8条（これらの規定を条例第9条第4項において準用する場合を含む。）に規定する在職期間は、会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 会計年度任用職員又は給与条例の適用を受ける職員が引き続き任命権者と同じくする会計年度任用職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

第19条中「報酬、期末手当」を「給与」に改め、同条を第35条とする。

第18条第4項中「第6条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第34条とする。

第17条の見出し中「端数処理」を「端数計算」に改め、同条中「第6条第2項各号」を「第10条第2項各号」に改め、同条を第33条とする。

第16条中「第6条第2項第2号」を「第10条第2項第2号」に、「別表第2」を「別表第3」に改め、同条を第32条とする。

第15条中「第6条第2項」を「第10条第2項」に改め、同条を第31条とする。

第14条を第30条とし、同条の前に次の16条を加える。

(一時差止処分の手続)

第14条 任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）は、条例第8条第1項（条例第9条第4項において準用する場合を含む。）の規定による一時差止処分（以下「一時差止処分」という。）を行お

うとする場合は、あらかじめ、人事委員会に協議しなければならない。

第15条 任命権者は、一時差止処分を行う場合には、当該一時差止処分を受けるべき者に文書で通知しなければならない。

2 前項の文書には、一時差止処分について、知事に対して審査請求ができる旨及び審査請求期間を記載しなければならない。

3 第1項の通知は、一時差止処分を受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、その内容を公報に掲載することをもってこれに代えることができるものとし、掲載された日から2週間を経過した時に通知が到達したものとみなす。

(一時差止処分の取消しの申立ての手続等)

第16条 条例第8条第2項（条例第9条第4項において準用する場合を含む。）の規定による一時差止処分の取消しの申立ては、その理由を明示した書面で、任命権者に対して行わなければならない。

2 任命権者は、前項の申立てがなされた場合には、速やかに、その取扱いについて人事委員会に協議しなければならない。

(一時差止処分の取消しの通知)

第17条 任命権者は、一時差止処分を取り消した場合は、当該一時差止処分を受けた者及び知事に対し、速やかに、理由を付してその旨を書面で通知しなければならない。当該申立てに対し理由がないと認められる場合も、同様とする。

(処分説明書の写しの提出)

第18条 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、条例第8条第5項（条例第9条第4項において準用する場合を含む。）に規定する説明書の写し一通を知事に提出しなければならない。

(その他の事項)

第19条 第13条から前条までに定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(勤勉手当の支給に係る任用の期間)

第20条 条例第9条第1項前段の人事委員会規則で定める任用の期間については、第8条の規定を準用する。

(勤勉手当を支給しない職員)

第21条 条例第9条第1項前段の人事委員会規則で定める職員については、次に掲げる職員とする。

(1) 1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満である職員

(2) 休職者。ただし、公務傷病等による休職者を除く。

(3) 第9条第1項第4号、第5号又は第7号に該当する者

(4) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、育児休業条例第7条第2項に規定する職員以外の職員

(5) 基準日前1箇月以内に退職した条例又は給与条例の適用を受ける職員のうち、条例又は給与条例の規定により勤勉手当の支給を受ける職員（その退職した日の最初の基準日において任命権者と同じくするものに限る。）

2 前項第1号の1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満である職員については、第9条第2項の規定を準用する。

第22条 条例第9条第1項後段の人事委員会規則で定める職員については、第10条の規定を準用する。この場合において、同条第2号中「期末手当」とあるのは、「勤勉手当」と読み替えるものとする。

(勤勉手当の支給割合)

第23条 条例第9条第2項に規定する勤勉手当の支給割合は、次条に規定する会計年度任用職員の勤務期間による割合（同条において「期間率」という。）に第27条に規定する会計年度任用職員の勤務成績による割合（同条において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

(勤勉手当の期間率)

第24条 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における会計年度任用職員の勤務期間の区分に応じて、別表第2に定める割合とする。

(勤勉手当に係る勤務期間)

第25条 前条に規定する勤務期間は、会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。ただし、この場合において1日未

満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。

- (1) 第9条第1項第4号又は第5号に掲げる職員として在職した期間
- (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（第11条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間（公務傷病等による休職者であった期間を除く。）
- (4) 条例第5条の規定により報酬を減額された期間（会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第2号。以下「勤務時間規則」という。）第8条第1項第4号の規定に基づく介護休暇の期間及び同項第5号の規定に基づく介護時間の時間を除く。）
- (5) 勤務時間規則第8条第1項第4号の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (6) 勤務時間規則第8条第1項第5号の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (7) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (8) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

（勤勉手当基礎額）

第26条 条例第9条第3項の人事委員会規則で定める額については、第12条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは、「勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

（勤勉手当の成績率）

第27条 成績率は、100分の205の範囲内で、各任命権者が定めるものとする。

（期末手当及び勤勉手当の支給日）

第28条 条例第6条第1項前段及び第9条第1項前段の人事委員会規則で定める日は、次の各号に掲げる基準日に応じ、それぞれ当該各号に定める日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において最も近い日曜日又は土曜日でない日）とする。

- (1) 6月1日 6月30日
- (2) 12月1日 12月10日

（期末手当基礎額又は勤勉手当基礎額に係る端数計算）

第29条 条例第6条第2項の期末手当基礎額又は条例第9条第2項前段の勤勉手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2中「第16条関係」を「第32条関係」に改め、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2 (第24条関係)

勤務時間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30

1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

別記様式中「第18条関係」を「第34条関係」に、[印]を[]に、

「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則第18条」を「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則第34条」に改める。

(会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則の一部改正)

第2条 会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」を「沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4
--	---